

宅地建物取引業法⑥ 広告等の規制

○×式確認問題 【問題】

* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換に関する広告をするときは、広告時、注文時と、その都度、取引態様の別を明示しなければならないが、貸借に関する広告をするときは、その限りではない。
- 2 建物の貸借に関する広告をインターネットで行う場合、当該建物の貸借契約成立後にも広告を掲載し続けていたとしても、広告掲載時点で当該建物の貸借契約が成立していなければ、宅地建物取引業法第32条の規定する誇大広告等の禁止に違反することはない。
- 3 実際に存在する物件であれば、取引ができない物件であっても、広告に掲載することはできる。
- 4 誇大広告等の禁止に該当した場合、業務停止処分を受けることがあり、また、罰金の刑に処せられたりすることがあるが、懲役刑を受けることまではない。
- 5 宅地建物取引業者Aが、都市計画法第29条の許可（開発許可）を必要とする自己所有の宅地の貸借をする場合、Aは、その許可の処分を受ける前は、許可申請中である旨を表示しても、貸借の広告をすることができない。